



地区補助金(DSG) よく尋ねられる質問 2007年8月

問 地区補助金はどのように申請すればよいですか。

答 毎年、地区は第1四半期に郵送される地区補助金関係資料に含まれている地区補助金の申請書 (www.rotary.org から入手可能) に記入することによって、地区補助金を申請します。地区補助金申請書を提出する前に、「地区補助金管理のためのベストプラクティス」の手引きに目を通し、同補助金の手続きに精通しておくようお勧めします。申請手続きは、補助金資金を実際に使用する前の年(計画年度)に開始され、プログラム年度の3月31日まで継続されます。地区補助金の支給に遅れが生じることを避けるため、地区には計画年度中に申請することを強くお勧めします。

問 地区は地区補助金についてどのように報告すればよいですか。

答 ロータリー財団は、事前に報告手続を計画するよう、地区に奨励しています。地区は、補助金が支払われてから12カ月以内に、中間(進捗)報告書または最終報告書をロータリー財団に提出する必要があります。最終報告書を提出するまで、中間報告書は少なくとも12カ月毎に提出し、また、最終報告書は補助金がすべて支出されてから2カ月以内に提出することが義務づけられています。また、前年度の地区補助金の少なくとも50パーセント分にあたる支出(認められた項目に使用された資金)について記載した報告書をロータリー財団に提出するまでは、その後の地区補助金は支給されません。報告書の提出が遅れた場合、将来の地区補助金ならびにその他のロータリー財団の補助金プログラムの申請に支障をきたす場合があることにご留意ください。

問 地区補助金の中間(進捗)報告には、どの書式を使用すればよいですか。

答 中間報告をする際に、地区は、所定のロータリー財団地区補助金報告書式(www.rotary.org から入手可能)を使用すべきです。この報告書式の「個別プロジェクト概要報告書」に、地区補助金を使用する個々のプロジェクトをすべて記入してください。ただし、地区が提出しなければならない「個別プロジェクト報告書式」(報告書式の最終ページ)は、中間報告書提出の際に既に完了しているプロジェクトのみです。その時点で進行中のプロジェクトの「個別プロジェクト報告書式」は、最終報告書に含まれることになります。

問 地区補助金の中間(進捗)報告書と最終報告書には、何を記入すればよいですか。

答 地区補助金報告書には、以下を含める必要があります。

- 収支明細。地区補助金の場合、これには、資金が支給されたプロジェクトの内容と各プロジェクトに配分された金額を明記した、資金配分のリストが含まれます。
- 地区の収支明細と一致する銀行口座明細書
- この地区補助金によって実施された各プロジェクトの「個別プロジェクト概要報告書」。それぞれの「個別プロジェクト概要報告書」には、以下が記載されるものとします。
 - プロジェクト受益者に関する説明文
 - 支出の項目別リスト
 - プロジェクトの詳述
 - プロジェクトに対するロータリアンの監督、管理、関与に関する説明

これらの項目は、分かりやすいように、地区補助金報告書式に明確に記されており、詳細は、ロータリーのウェブサイト、あるいは第1四半期に郵送される関係資料に含まれている「地区補助金(DSG) 授与と受諾の条件」で調べることができます。

問 報告書には領収書の添付が義務づけられていますか。

答 地区は、領収書のコピーを地区補助金報告書に添付する**必要はありません**。しかし、地区は、少なくとも5年間は報告書とともに領収書の原本を保管するよう義務づけられています。国によっては、5年間以上領収書を保管することが義務づけられている場合もあります。領収書は地区の収支明細と照合し、確認すべきです。国際ロータリーは、随時、領収書のコピーの提出や、会計監査の実施を要請する権利を有しています。

問 50パーセントの規則とは何ですか。また、それは地区にどのような影響を与えるものですか。

答 ロータリー財団は、別の地区補助金の支払いを行う前に、1口の地区補助金の少なくとも50パーセント分にあたる支出(認められた項目に使用された資金)について記載した地区補助金報告書を、地区が提出することを義務づけています。この要件は、地区が使用する追加資金をロータリー財団が支払う前に、現行の補助金資金の使用において目に見える進捗があることを確認するためのものです。未使用の補助金は、地区で累積されるべきものではありません。

問 なぜ地区は、一度に2件までしか未完了の地区補助金を運用することができないのですか。

答 管理委員会は、地区が1ロータリー年度以内に補助金を受領、配分、報告することを前提に地区補助金を創設しました。未完了の地区補助金が一度に2件までという限度は、地区指導者が、期限内に補助金プロジェクトを実施し、報告することを促すためのものです。

問 私の地区では米貨25,000ドルを超える地区補助金を活用しています。第三者による財務調査に関してどこで詳細な説明を得ることができますか。

答 米貨25,000ドルを超えるすべての地区補助金に対して、年次独立会計監査を行うことが義務づけられています。独立会計監査の説明は「地区補助金(DSG) 授与と受諾の条件」に記載されています。調査を実施する専門家が使用すべき第三者による財務調査書式も用意されています。指示と書式は、ロータリーのウェブサイト(www.rotary.org)から、あるいは、補助金コーディネーターから入手することができます。

問 地区補助金プロジェクトを実施する際、どのようにして資金の使用を記録・管理すべきでしょうか。

答 報告書に詳細な財務事項の記載が義務づけられているため、地区やクラブは、補助金の使用状況を管理するための会計ソフトを使用するよう推奨されています。補助金の使用に関連するすべての領収書は、地区レベルで少なくとも5年間保管すべきです。それよりも長い期間保存することが地元の法律で定められている場合には、それに従うべきです。

問 地区補助金の資金専用、特別な銀行口座を開設する必要がありますか。

答 各地区が、できる限り各地区補助金用に別個の銀行口座を開設するよう推奨されています。複数の地区補助金が同時に進行することがあるため、異なる補助金の資金を同じ銀行口座で運用しない方が、財務管理(会計)が容易になります。

問 地区は、提案されているプロジェクトの受給資格をどのように判断することができますか。

答 「地区補助金管理のベストプラクティス」、第19ページにある地区補助金の受給資格についての表をご参照ください。地区補助金の受領資格基準は、マッチング・grant・プログラムの受領資格基準と同一のものです。地区補助金は地域の美化活動に資金を充てることができるという点において異なります。地区補

助金プロジェクトは、人道的目的を持ち、十分な世話やサービスを受けていない地域社会に物資や奉仕を提供するものでなければなりません。

問 地域の美化プロジェクトに補助金の受領資格があるかどうかを知るにはどうしたらよいですか。

答 ロータリアンは、一般の人々が利用できる地域において美化プロジェクトを実施し、公共スペースの活用を呼びかけ、人道的補助金プログラムの建設方針に従わなければなりません。このようなプロジェクトの例としては、公園遊具、ベンチ、園芸用品が挙げられます。

問 プロジェクトが「人道的」であるかどうかを知るにはどうしたらよいですか。

答 提供しようとしている活動、物資、奉仕の性質が人道的であるかどうかを判断するため、地区指導者は、提案されているそれぞれのプロジェクトを慎重に検討する必要があります。話し合う内容には、「提供する奉仕や物資は、満たされていないニーズを満たすものか」「プロジェクトは、十分な恩恵を受けていない人口を対象としているか」「地区補助金なしでこのニーズを満たすことは地域社会にとって困難であるか」などがあります。ご不明な点は、プログラム担当者または補助金コーディネーターまでご連絡ください。

問 大規模なプロジェクトのための資金集めを目的として行われる募金行事、パーティー、マラソンといったその他の活動に地区補助金を充てることはできますか。

答 できません。組織、地域社会、その他現在行われているプログラムのために資金を集める募金行事や活動に地区補助金を充てることはできません。地区補助金は、直接、ニーズを満たす奉仕活動または物資の購入に使用されなければなりません。

問 他団体への寄付、またはマッチング・グラントのようなロータリー財団プログラムへの現金寄付として地区補助金を使うことはできますか。

答 できません。他団体への寄付、またはいかなるロータリー財団プログラムへの現金寄付としても、地区補助金を使うことはできません。地区補助金は地区財団活動資金(DDF)を使用するものであり、この地区財団活動資金は、使用される3年前にロータリー財団への寄付としてすでに記録されています。この時点で、税金受領書とポール・ハリス・フェローのポイントが与えられています。従って、同じ寄付に対して税金控除の優遇措置と認証が2度与えられないため、寄付または現金寄付として地区補助金を使うことはできません。

問 地区補助金は、協力団体と協同で使用することはできますか。

答 地区またはクラブは、地区補助金を利用してプロジェクトを実施するにあたり、協力団体と協力することができます。ただし、地区やクラブがロータリー財団の資金すべての最終的な管理を行い、プロジェクト活動に、直接参加することが条件となります。地区補助金を、協力団体への寄付として充てることはできず、また、他団体の管理運営業務を援助する目的で使用することもできません。

問 使途の条件に関する質問は、主に誰に問い合わせればよいですか。

答 地区補助金小委員会委員長と地区ロータリー財団委員長は、地区補助金プログラムの受領資格について熟知しているはずです。これらの役員は頻繁にロータリー財団と連絡を取っているため、必要があれば、プログラムの条件に関して財団に明確な説明を求めることができます。プログラムの基準と使途の条件に関する詳細は、「地区補助金(DSG) 授与と受諾の条件」、ならびに「地区補助金管理のベストプラクティス」に記載されており、これらはいずれもロータリーのウェブサイト(<http://www.rotary.org/languages/japanese/newsroom/downloadcenter/index.html#foundation>)からダウンロードすることができます。手続に関してご質問やご不明な点がありましたら、いつでも人道的補助金担当職員までご連絡ください。